

令和 7 年度文京区特別職報酬等審議会の要旨

- 1 日時
令和 7 年 11 月 4 日（火） 午後 6 時 30 分から午後 7 時 25 分まで
- 2 会場
文京シビックセンター24 階 第一委員会室
- 3 出席者
【会長】 吉岡新委員【職務代理者】 諸留和夫委員
【委員】
石井一郎委員、柴田浩子委員、須賀義之委員、千代和子委員
(鶴野真理子委員、太田至豪委員、川村明久委員、吉原一石委員は欠席)
【事務局】
総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長、企画政策部財政課長
- 4 配付資料
文京区特別職報酬等審議会委員名簿
資料第 1 号 文京区特別職報酬等審議会条例
資料第 2 号 文京区特別職報酬等審議会の運営等について
資料第 3 号 文京区長及び副区長給与条例
資料第 4 号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
資料第 5 号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
資料第 6 号 特別職等の職務
資料第 7 号 文京区の財政状況
資料第 8 号 令和 7 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
資料第 9 号 文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移
資料第 10 号 特別区比較資料

参考資料 特別職報酬等の改定について（案）
特別職の報酬等の額について（答申）（案）
- 5 会議の概要
(1) 委嘱式及び副区長挨拶 18：32
(2) 会長及び職務代理者の選任 18：38
(3) 審議会への諮問 18：39
審議会条例第 2 条第 2 項の規定より、総務部長から会長へ諮問文をお渡し
(4) 会長による審議会開催の挨拶 18：40
(5) 審議会の運営について 18：41
資料第 1 号及び 2 号
(6) 資料説明 18：44
資料第 7 号・・・財政課長説明 18：45
資料第 8 号・・・職員課長説明 18：55
資料第 3 号から 6 号まで、第 9 号及び第 10 号・・・総務課長説明 19：05

(7) 主な意見・質疑 19:09～

委 員 令和7年の歳入の予測数値について知りたい。

事 務 局 令和7年度予算では1400億円程度である。ただ、決算の段階では、当初予算の後に補正予算があり、前年度の決算剰余金も計上されるので、予算の段階よりは増えることが予想される。

委 員 基金の概念は、民間企業でいう内部留保の概念であるのか。基金を取り崩して、公共施設の整備等必要なものに充てるとのことか。

事 務 局 その通りである。

委 員 今回区債の額が上がっているが、区債を活用しなかった場合は、このお金はどこから調達するのか。

事 務 局 23区では、基本的には公共施設の整備にのみ借金ができる仕組みである。直近の状況では公共施設整備が多く、現在の歳入だけでは賄いきれないため、借金をしている。それをしても足りない場合は、23区では、東京都区市町村振興基金から借りる形になっている。

委 員 東京都から借りる金利が高いのか。

事 務 局 東京都の金利はそれほど高くはないが、こちらは最終的な手段である。一般的には、国又は民間金融機関から借りるほうが、優先順位が高い。

委 員 区債の残高が令和6年は140億円であるが、これは他区と比べるとどのような状況なのか。

事 務 局 文京区の場合23区で比較すると、借金の残高でいえば、3番目か4番目に低い状況である。

(8) 事務局案の説明 19:13

参考資料 特別職の報酬等の改定について（案）・・・総務課長説明

(9) 主な意見・質疑 19:18～

委 員 今回の事務局案では、一般職の改定率と同様に特別職の改定率も3.8%であるが、過去も一般職の改定率と並んで賃上げという状況なのか。

事 務 局 昨年度の一般職の勧告は、引上げの勧告ではあったが、若年層に重点が置かれ、若年層とそれ以外の層での改定率に開きがあった。そのため、昨年度は特別職の報酬等の改定に当たっては、全体の2.89%の改定率ではなく、部長級の職員の改定率を参考に0.9%の引上げをした。

ただ、今年度の勧告では、全体の改定率と部長級の改定率との差が小さく、全体が3.8%に対し、部長級は3.4%であった。文京区が23区の同様の職との年収比較では下位に位置している状況を踏まえ、今回事務局案では、部長級の改定率ではなく、全体の改定率を採用した。

加えて、区議会議員は若い方も増えていることから、年齢が高い部長級ではなく、一般職の全体の改定率を適用しても良いのではないかと考えている。

会 長 皆様から様々なご意見をいただき、全員一致の結論とすることが努力目標となっている。会長としては、勧告の内容、区の財政状況、他区の状況等を踏まえ、事務局案のとおりとすることを審議会の結論としたいと考えるが、いかがか。

全 員 異議なし

(10) 答申（案）について説明・・・総務課長 19:21

会 長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆様へ送付の上、ご確認いただきたい。
その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全 員 異議なし

(11) 事務局からの事務連絡・・・総務課長 19:23

会 長 以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

— 終了 — 19 : 25